

石油製品販売業者の皆様へ

千葉県では、軽油引取税の賦課徴収の適正化を図るため、石油製品を取扱う販売業者の皆様に、軽油引取税の制度の遵守をお願いしています。

1 石油製品販売業者の方には帳簿記載義務があります。

- ・ 帳簿は事業所ごとに記載しなければなりません。
- ・ 帳簿に記載すべき項目は、次ページ「帳簿に記載すべき項目」を参照してください。

2 免税軽油と免税証は適正に取扱ってください。

- ・ 免税軽油の引取り又は引渡しをする際は、免税証の有効期間を必ず確認してください。
- ・ 免税軽油の引取り又は引渡しに対応する免税証がわかるよう免税証の番号を帳簿に記載してください。

3 事業所の開設廃止等を行う場合、届出が必要です。

詳しくは次ページをご覧ください

千葉県

1 石油製品販売業者の帳簿記載義務 (地方税法 144 条の 36)

帳簿には、事業所ごとに以下の項目を記載します。

地方税法（軽油引取税）により、石油製品販売業者の方は、帳簿を備え、軽油又は燃料炭化水素油（重油・灯油等）の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実を事業所ごとに記載しなければなりません。

●帳簿に記載すべき項目（地方税法施行規則第 8 条の 53）

- ☐ 引取り又は引渡しに係る軽油の数量、取引年月日、取引相手名称と所在地
- ☐ 各月末日における軽油の在庫数量
- ☐ 自社タンクローリーへの給油等により自ら消費した軽油の数量
- ☐ 免税軽油の引取り又は引渡しに対応する免税証の番号
- ☐ 返還した又は返還を受けた軽油の数量、返還年月日、取引相手名称と所在地
- ☐ 帳簿は日計で記載します

※帳簿の形式に指定のものはありません。今備えている帳簿（コンピューターのデータ含む）に記載すべき項目が記載されているか確認してみてください。

2 免税証（免税軽油）の適正な取扱い

- ☐ 免税証を免税軽油使用者から受取るときは、免税証に記載された有効期間と販売業者名（自身の名称になっているか）を確認してください。
- ☐ 免税軽油使用者から受取った免税証は、県内に登録のある特別徴収義務者（特約業者・元売業者）に免税軽油の引取りと引換えに提出してください。
※特別徴収義務者以外の者に免税証を渡すことはできません。
- ☐ 特別徴収義務者（特約業者・元売業者）からの免税軽油の引取りは免税証の有効期間内に行ってください。有効期間が過ぎた免税証は使えません。
- ☐ 免税軽油使用者の申請書・報告書等を税理士以外の者が代行して作成することはできません。
- ☐ 免税証は、免税軽油の引渡しと引換えに受け取ってください。
免税軽油使用者から事前に預かることはできません。

3 事業開廃等の届出義務 (地方税法 144 条の 34)

以下のいずれかの場合には、「事業の開廃等の届出書」を主たる事業所を管轄する都道府県に速やかに提出してください。

- ☐ 法人の商号変更
- ☐ 代表者の変更
- ☐ 事業所の新設
- ☐ 事業所の移転
- ☐ 事業所の廃止
- ☐ 事業所の 1 月以上の休止